

京都消費者契約ネットワークからの報告

適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク

事務局・専門委員 伊吹健人（弁護士）

1 差止請求・申入れとそれらに対する事業者の対応状況【資料①, ②】

(1) 差止請求・申入れにより対象行為が改善されたもの

- ・ 水素水商品のインターネット上の広告
→水素水商品に人の疾病に対する予防・治療の効果効能があるかのように謳う表示について、申入れ等を行なった結果、表示が削除されるなどした。

(2) 差止訴訟提起後に対象行為が改善されたもの

- ・ 健康食品のお試し価格表示
→実際には通常価格での定期購入が条件となっているのに、特別価格で初回の1回から購入できるかのような表示について、訴訟提起後に表示が改善されたため、和解が成立したものがある。
- ・ 結婚式解約金条項
→訴訟提起後、対象となる解約金条項を記載した約款を使用しないとす
る和解が成立したものがある。

(3) 差止訴訟の判決後に対象行為が改善されたもの

ア 不動産賃貸借契約の定額補修分担金条項

- ・ 確定した控訴審判決（請求一部認容）により、差し止められた。

イ 冠婚葬祭互助会の解約金条項

- ・ 確定した控訴審判決（請求一部認容）の内容に従って解約金条項が改善された。
- ・ モデル約款の解約金条項も変更された。

ウ 未公開株の勧誘

- ・ 確定した第1審判決（請求全部認容）により、差し止められた。

エ クロレラチラシ

- ・ 対象事業者によれば、第1審判決（請求全部認容）後に差止請求の対象となっていたチラシの配布を止め、内容を変更したチラシを配布しているとされる。

オ インターネット接続サービス契約の解約料条項

- ・ 第1審判決（請求全部認容）後に、解約料条項が変更された。

(4) その他

- ア 携帯電話解約料条項（いわゆる2年縛り）

- ・ 敗訴判決が確定したものの、その後、総務省や公正取引委員会で見直しの議論がなされ、総務省による指導にも発展している。

イ 結婚式解約金条項

- ・ 被告事業者は、訴訟において、解約金の額が消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」を超えないと主張しつつ、立証責任が団体側にあることを理由として、根拠資料を提出しなかった。
- ・ 被告事業者は、団体からの再三の提出要請に対して、訴訟提起後に作成した一覧表を提出したが、その内容は明らかな誤記が多数存在する等信用性に疑義が生じるものであった。
- ・ 団体は文書提出命令を申し立てたが、裁判所は提出義務を認めなかった。
- ・ 裁判所は、証拠が提出されるのが望ましいなどと述べてはいたが、積極的に提出を促すまでには到らなかった。

2 必要な支援策について

(1) 前提となる適格消費者団体・特定適格消費者団体の役割

- ・ 不特定多数の消費者（公衆）の利益の実現，市場の公正の確保
→民間団体が公的な作用を代わりに担っている。

(2) 経済的な支援

ア 京都消費者契約ネットワークの経済状況【資料③】

- ・ 予算上の収益は約130万円。
- ・ 主な原資は会費，寄付。
- ・ 役員，事務局，専門委員，訴訟代理人弁護士は，一部事務局職員を除き，無報酬。

イ 団体に対する恒常的な資金援助

ウ 差止実績に応じた資金援助

- ・ 例えば，差止請求により対象行為が改善された場合や勝訴判決が得られた場合等に資金援助を行うもの。

エ 鑑定料等の調査委託費用の援助

- ・ 差止請求活動を行う上で参考としたり，証拠としたりする専門家による鑑定，意見等にかかる費用の援助。

→例) 景品表示法（優良誤認表示）や食品表示法上の差止請求にあたっての商品の効能効果や原産地，成分等についての専門家による鑑定。

法的論点についての研究者の意見。

オ 団体と連携する地方消費者行政への財政支援

(3) 権限強化・拡充

ア 差止対象の拡張

- ・ 特定商取引法上の差止対象行為

→特に、誇大広告（定期購入の販売条件等）、拒否者への勧誘、勧誘目的の不明示等。

イ 差止請求権の強化

- ・ 差止対象行為がなされなくなっている場合にも対象となることの明文化

→c f. 景品表示法上の措置命令の規定（同法7条1項後段「その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。」）。

ウ 事業者に対して資料の提出を求める権限の付与

- ・ 適格消費者団体・特定適格消費者団体に、差止請求や訴訟手続を迫る中で、対象事業者に対して、当該事業者が保有する資料で、対象行為に関係するものの提出を求める権限を与えるもの。

→例) 約款、解約金の算出根拠資料、商品の効能効果の根拠資料

→真実擬制等の制裁も必要。

→解約金に関しては、消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」の立証責任の転換等の手当も必要。

(4) 行政との連携の可能性

ア 過去に行った例

- ・ 未公開株勧誘事例についての行政、弁護士会との連携

イ 情報共有

- ・ 団体が行政からの情報提供を受け、差止請求・被害回復に活かす。
- ・ 行政が団体からの情報提供を受け、行政指導、行政処分等に活かす。

→例) インターネット上の広告等への対応。

ウ PIO-NET等の相談情報の一層の活用

- ・ PIO-NET等の相談情報は、事業者の行為の態様、時期・期間、苦情・被害の実態、規模等を把握する上で重要な情報。
- ・ 団体が適時に情報を把握できるようにするために、PIO-NET端末の配備が必要。

→配備・維持に関して費用負担を伴わない形が望ましい。

(5) その他

- ・ 消費者、事業者への消費者団体訴訟制度の周知